ローン・クレジットの

多重債務問題

1. モノを借りることとお金を借りることの違い

スライド2~3

2. ローン・クレジットの仕組み(復習)

スライド4~6

3.多重債務

スライド7~13

4.多重債務の原因と対策

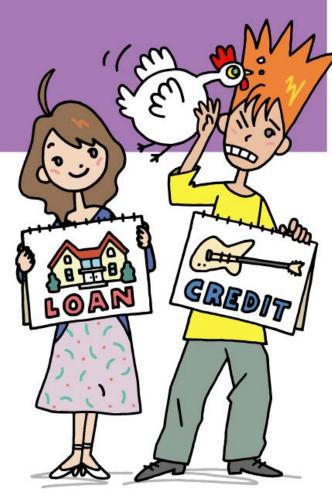
スライド14~18

5.債務整理の方法と免責制度

スライド19~21

6.まとめ

スライド22~23



1.モノを借りることとお金を借りることの違い

①モノを借りることと お金を借りることの違い スライド3

1-①モノを借りることとお金を借りることの違い



- ●お金を借りる場合には、借りたお金を返すことに加えて、 利息(借りたお金の利用料)を払う必要がある。
- ●支払う利息は、金利によって異なる。
- ●利息額の違いは、そのまま支払総額(返済額+利息額) の違いになる。

スライド 4

2.ローン・クレジットの仕組み

①ローンの仕組み

スライド5

②クレジットの仕組み

スライド6

2-①ローンの仕組み

ローン・・・銀行などからお金を借りて、後から少しずつ 返済する約束のこと。

- ●将来の収入から返済していく。
- ●金利(利息・利子)がかかるため、 借りたお金よりも多く返済する。

<主なローンの種類>

使いみちを限定したローン	自動車ローン、教育ローン、住宅ローン
使いみちが自由なローン	カードローン(キャッシング)



ローンで長期的に少しずつ返済していくことは、 家計支出の平均化につながるため、長期的か つ計画的な生活設計を立てるうえで役立つ。

2-②クレジットの仕組み

クレジット・・・ 先に商品を買ったり、サービスを受けたりして、 その代金を後で支払う約束のこと。

- ●クレジットの利用代金は、クレジット会社が立て替えてお店に支払う。
- ●利用者は、支払いを後にすることができる。
- ●分割払いやリボルビング返済には、ふつう手数料がかかる。

クレジットカード

利用限度額の範囲内ならいつでも何回でも利用できる方式

個別方式

利用するたびに契約書を取り交わす方式(自動車の購入など)

<クレジットカードの仕組み> 三者間契約

クレジットは、購入者、加盟店、クレジット会社の 三者による契約。購入者は、加盟店にはサインをし、 クレジット会社にお金を支払う。



3.多重債務

①多重債務

スライド8

②利息の計算

スライド9~10

③多重債務の発生

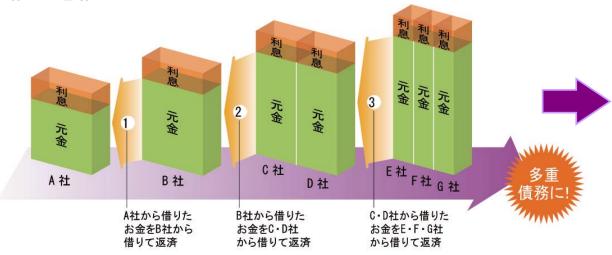
スライド11~13

3-①多重債務

多重債務・・・複数の業者からお金を借り、 返済が困難になっている状況。

借入金額が多くなっていくと、「信用」が低下し、高い金利で少しの金額しか借りられなくなっていき、複数の業者から借りざるを得なくなる。

借金を借金で返済すると・・・



借金を借金で返済 すると、もとの元金 よりも利息分多く 借りることになるた め、返済総額が膨 らんでいく。

3-②利息の計算

利息=元金×金利×借入期間

「元金(元本)」・・・借りた金額のこと 「金利」・・・元金に対して一定期間に支払う利息の割合

10万円を年利10%で半年間借りるとすると、利息は、

[元金] ×[金利]×[借入期間] = [利息]

100,000円×0.1×6/12=5,000円

銀行などの金融機関から30万円を年利10%で1ヵ月間借りたとして、 その利息を計算してみましょう(テキスト25ページ「Q8」)

3-②利息の計算

答え: 2,500円

[元金] × [金利] × [借入期間] = [利息]

300,000円×0.1×1/12=2,500円



3-③多重債務の発生

1)A社から例えば元金10万円を 年利6%で3ヵ月間借りると返済額は

A社への返済額

100,000円 + 100,000円 × 0.06 × 3/12

元金 利息

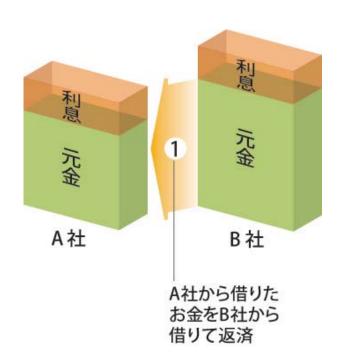
=101,500円

2)A社への返済のため、B社から年利 12%で3ヵ月間借りると返済額は

B社への返済額

101,500円 + 101,500円 × 0.12 × 3/12

=104,545円





3-3多重債務の発生

3)B社への返済のため、 C社から50,000円を年利15%で、 D社から54,545円を年利15%で 3ヵ月間借りると返済額は

C社への返済額

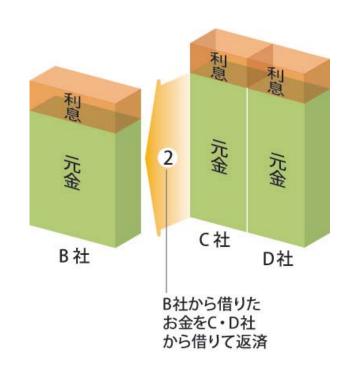
50,000円 +50,000円 × 0.15 × 3/12

=51,875円

D社への返済額

54,545円 +54,545円 × 0.15 × 3/12

=56,591円



C・D社への返済額の合計

108,466円

C・D社から借りた お金をE・F・G社



3-③多重債務の発生

4) C・D社への返済のため、E社から30,000円を年利18%で、 F社から30,000円を年利18%で、

G社から48,466円を年利18%で、3ヵ月間借りると返済額は

E社への返済額

30,000円 +30,000円 × 0.18 × 3/12

=31,350円

F社への返済額

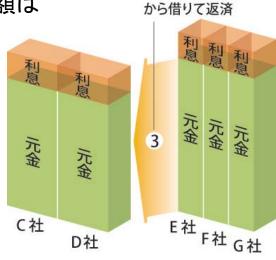
30,000円 +30,000円 × 0.18 × 3/12

=31,350円

G社への返済額

48,466円 +48,466円 × 0.18 × 3/12

=50,647円



E·F·G社への返済額の合計

113,347円



返済のための借入を繰り返すと、利息の分だけ返済額は増えていく。

4.多重債務の原因と対策

①多重債務の原因

スライド15

②ローン・クレジットの 返済方法

スライド16

③総量規制

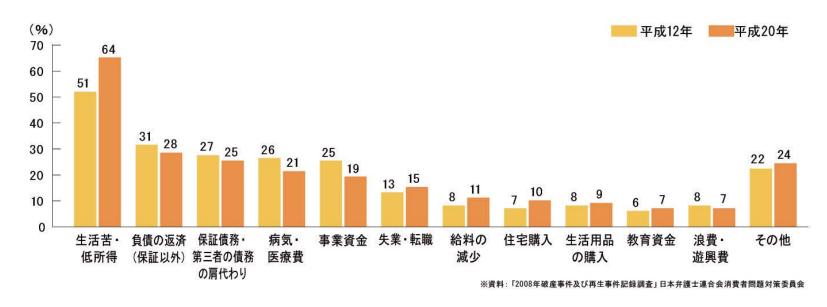
スライド17

4個人信用情報機関

スライド18

4-①多重債務の原因

多重債務におちいった原因



- ●最も多いのは、「生活苦」「低所得」
- ●「自分自身の借入金の返済」や、他者の「借入金の肩代わり」も多い



借入は、金額の大小にかかわらず慎重に検討し 無理のない返済計画で行う。

4-2ローン・クレジットの返済方法

ローン・クレジットの返済方法には、いくつか種類がある。

	返済方法	メリット	デメリット
	一括返済	クレジットカード(ローンやキャッシングを除く) の場合には、原則として利息がかからない。	1回で全額返済しなければならないため、1回 当りの返済負担が大きい。
分割	元金均等返済	元利均等返済よりも返済総額が少なくなる。	毎月の返済額は初回が一番多くなるため、当初の返済負担が大きい。
分割返済	元利均等返済	毎月の返済額が均等なので返済計画が立てやすい。	当初は元金の返済額が少ないため、元金均等返 済よりも返済総額が多くなる。
IJ	ボルビング返済	追加で借りても原則として毎月の返済額が一定で、返済計画が立てやすい。また、余裕のあるときには多めに返済するなどの自由がきく。	追加で借りても原則として返済額が変わらないということは、それだけ返済回数が増えていくということで、返済がいつ終わるのかわかりにくい。



自分の収入や生活に合った返済方法を選ぶことが重要

●「利息の支払い」だけを続けても「元金の返済」をしなければいつまで たっても返済は終わらない。

返済額のうち、利息の支払い分と元金返済分が、それぞれいくらになるのかにも注目。

4-③総量規制

平成22年6月 改正貸金業法 全面施行

⇒返済能力を超える過剰な借入を防ぎ、消費者を守る。

- 借り手の借入金額が1社から50万円、または他社からも含む借入残高の合計が100万円を超える貸付になる場合には、 貸金業者は借り手の年収等を書類で確認する義務がある。
- 住宅ローン等を除く借入残高が年収の1/3を超えるなどの 貸付を行うことは禁止されている。
- ●個人向けの貸付情報は、原則として、指定信用情報機関に 登録される。貸金業者は、指定信用情報機関に情報を確認し、 必要に応じて返済能力を調査する義務がある。

4-4個人信用情報機関

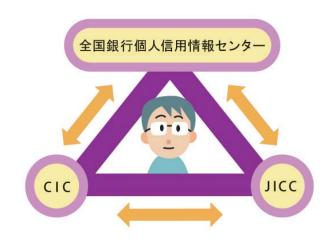
個人信用情報機関・・・銀行やクレジット会社などが互いに 利用者個人の信用情報を交換すること で返済能力を超えた多額の貸出しを防ぐ。

情報の種類	主な内容
①個人の属性情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先
②取引内容	借入日、金額、最終返済日、返済状況(支払いの滞りなどを含む)
③照会記録	会員(銀行やクレジット会社など)がセンターに照会した日付など

<個人信用情報機関>

- ●全国銀行個人信用情報センター
- ●(株)シー・アイ・シー(CIC)
- ●㈱日本信用情報機構(JICC)

3機関はクリン(CRIN)というネットワークを 通じて情報交流している。

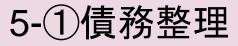


5.債務整理の方法と免責制度

①債務整理の方法

スライド20

②免責制度と 自己破産後の暮らし スライド21



多重債務のように、どのように努力しても返済できない状況に なったら、何らかの形で借入金(債務)を整理する必要がある。

債務整理の種類

- ●任意整理
- ●特定調停
- ●個人再生手続き
- ●自己破産

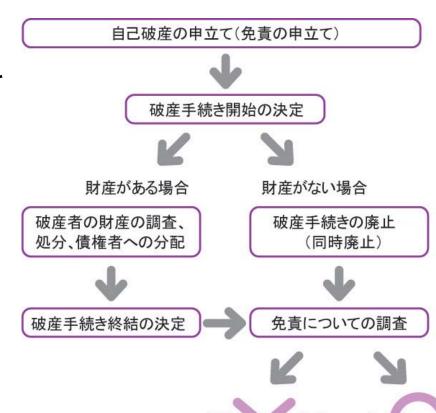


借金の返済が困難になったら、まずは専門機関に相談する。

5-②免責制度と自己破産後の暮らし

免責

裁判所が債務返済の責任を 免除することによって、破産 者に立ち直りの機会が与え られる。



自己破産後は

●一定の就業・資格に制限(証券会社の外務員・生命保険の募集人など)

免責不許可の決定

免責許可の決定

●ローンやクレジットカードの利用が困難になる。

6.まとめ

①多重債務に陥らないための心構えスライド23



6-①多重債務に陥らないための心構え

- ●返済のための借入はしない。
- ●借入は、自分の収入・生活にあった無理のない返済計画で行う。
- ●返済が困難になったら、まずは相談をすることが重要。